

＜本特集の趣旨＞

今日、教育の分野に限らず、評価への関心が高まっている。その背景には、一方で経済不況が深刻化するなかで急速に展開してきた行政改革の動きがある。そして、NPM (New Public Management 新しい公共経営) の展開がその動きを支えている。しかし、他方で教育界の動きにおいては、学校や教職員に対する人々の信頼感の希薄化もまた大きな背景要因といわねばならない⁽¹⁾。

そのため、学力評価や教育課程評価、あるいは教員採用選考や人事考課、さらには学校評価がこのところ盛んに論じられ、その制度化や緻密化が図られてきている。また、種々の検定試験や学力調査なども各地で取り組まれてきている。

しかし、各学校での取り組みの実際はなお消極的である。とりわけNPMについては、企業経営的な発想や競争原理は教育にそぐわないという見方も強く、各種の学力調査についても差別感や学校間格差を助長するといった批判がある。

こうした傾向に対して、教育改革国民会議は、「教育を変える17の提案」(2000年12月)において「学校、特に公立学校は、努力しなくてもそのままになりがちで、内からの改革がしにくい」と批判し、「現行体制のまま校長の権限を強くしても大きな効果は期待できない」として、組織マネジメントの導入とともに「各々の学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる」との考えを示した。

その教育改革国民会議のメンバーの一人、梶田叡一(1980)は、かつて、教育と評価が「1つの円環関係を成している」と捉え、「評価のあり方の変革が教育のあり方の変革につながってくるのであるし、また、教育のあり方の改革にしても、評価のあり方の改善を抜きにしては考えられないのである。」と説いた⁽²⁾。ところが日本には、「評価拒否」の考え方が根深く横たわっていることも指摘していた⁽³⁾。

評価は変化を指向し、制度や組織は安定・不変を好む。日本の学校では、そうした不変への強い意志が働いているのかもしれない。公教育を専門的に担う学校では、児童・生徒に対して正しく振舞いの確に教授するという正当化への規制が内外から強く働く。そのため、遵守すべき諸基準や資格が精緻に定められてきたし、専門性を強化する諸施策が展開されてきた⁽⁴⁾。しかもまた、子どもたちをリスクに晒してはならないという自己規制によって、新しい取り組みには慎重となり、制度依存とともに往々にして慣例や慣習が重んじられ、改革や変化が避けられる傾向を生んできた。それは、梶田の指摘する「教育と評価の円環関係」が適切に機能していないことの証左でもある。

上述の教育界における消極的な反応は、NPMの考え方に含まれる特性の問題などが関係していると考えられる。また同時に、梶田の指摘にもあるように、教育における評価についての日本的な理解や日本の文化風土の問題とも深く結びついていると考えられる。

規制改革・民間開放推進会議は、「文部科学省の義務教育改革に関する緊急提言～真に消費者(生徒・保護者)本位の多様で質の高い義務教育体系の実現に向けて～」(2004年11月)において、学校や教職員に対する強い不信感を背景にして、教員養成のための専門職大学院設置に関わって「教育の

専門性を深化させることが、よりよい『教育者』を創生することにはつながらない。」として「教育の専門性」を否定する見解を示し、「実社会での経験を積むことなく、大学院で二年間を費やすことは、教員の固定的な教育観の醸成につながる」との懸念とともに、「批判の多い現職教員を大学院の教員として任用しようとするのも問題の本質からずれた対応」との見方を示した。ここには、日本の伝統的な教育観や学校観に対する不信感が色濃く反映している。

確かに、企業経営において取り組まれている目標管理の考え方には示唆的な点も多く、学校評価や教職員評価に取り入れるところも増えてきている。しかし、ともすると抽象的で包括的な目標を立てる教育界の傾向が、そうした考え方の浸透を阻んでいる側面を否定できない。ただ、この点もまた、長く培われてきた伝統的な教育観に由来する日本的な特質とも考えられる。とりわけ数値指標による目標管理システムに対して、「数値化できない教育の成果」を看過すべきでないという教職員からの反発も大きい。

このようにみえてくれば、学校や教職員の保守体質に対する不信感を基底に、教育評価の制度化を通じて外的に学校教育を統制しようとする動きが顕著となるなかで、改めてその制度化の有効性を伝統的な教育評価観と対照しながら検討することは重要な論点であるといえる。結論を先取的に言えば、統制論に対して、文化・風土を組み替えていく開発論を組み込むことが必要であると考えられる。

では、日本において、どのような教育評価観が形成され、それが機能してきたのであろうか。また、その教育評価観にはどのような意味と問題があるのだろうか。そして、そのような教育評価観からどのような教育展望を描くことができるのであろうか。

本特集のねらいは、こうした疑問に答えながら、日本において教育における評価の効果的な定着を図るために何が課題となるのかの一端を、諸外国の経験も踏まえながら、日本の歴史と現状に照らして明らかにすることにある。とはいえ、紙幅の限界もさることながら、上記の疑問には多くの論点が含まれており、そのすべてにわたって応答できるだけの研究蓄積が整っているわけではない。そこで、執筆者による共同討議の中から浮かび上がってきた日本における評価の特質、つまり改善・改革を外から迫る統制論と、内からの改革・改善を指向する開発論が葛藤を通じてどれほどに成熟してきたのかに着目しながら考察を展開していくことにしたい。

そのため、本特集では、まず、教育における評価一般について、日本ではどのような制度がどのような評価観のもとに運用されていたかを、江戸時代以前にさかのぼって探求し、明治期以前に機能していた評価観の特質の解明を試みる。そして、こうした評価観が、どれほど今日における日本の教育における評価全般の考え方を方向づけているのかを解説する手がかりとしたい。

その上で、今日の学力論議やカリキュラム開発の先駆けとなった文部省（現文部科学省）研究開発学校での取り組み事例をもとに、教育課程評価の側面から、その特質を検討していく。そして、研究開発学校という仕組みが果たす教育評価システム開発の意義と可能性について考察する。

次に、日本における学校評価の諸論の歴史を振り返り、この間、いかなる実践と理論開発が試みられてきたのかを組織統制と組織開発の両面から捉え直しつつ、そこから読み取れる諸課題を整理し、その課題解決を果たしうる日本の学校に適合的な学校評価システムについて検討していく。

さらに、国際的な動向となっている「教育の質保証」論議に着目し、その論点のレビューを通じて、日本での適用可能性を探りながら改めて「日本型の質保証」原理を検討していく。これによって、日本では教育評価の制度化に際して必ずといっていいほど欧米の制度が参照され、その制度理念が輸入されようとしてきたことの問題を克服する展望をえようとするものである。

そして最後に、こうした諸考察から、日本において教育評価システムを確立していくために何が課題となるのかを総括したい。ただし、本特集を担った3名はそれぞれに専門を異にしており、また各論は共同研究として取り組んできたことの成果ではなく、それぞれの関心から取り組んできた個人研究の成果の一端であるため、統制論と開発論の葛藤という側面以外に、本特集を通じて一貫した論点を有するものではない。その意味で、本特集は、日本の教育評価を再考する試論集録である。また、それゆえに相互に示唆されることも多く、その本格的な総括は機会を改めて行うことにしたい。むしろ、こうした刺激的な機会を与えていただいたことに感謝しつつ、本特集が、教育評価をめぐる活発な研究交流の端緒を切るものとなれば幸いと考えている。

(木岡 一明)

<註>

- (1) こうした動きについては、拙稿「教育における評価政策の現状と理論的課題」『日本教育行政学会年報』第28号(2002年)を参照されたい。
- (2) 梶田叡一『教育評価』、有斐閣、1980年、47頁。
- (3) 梶田叡一『教育における評価の理論』金子書房、1975年。梶田は、本書において、「わが国の社会・文化的風土の中には、『評価拒否』的伝統とでも言うべき底流が根強く流れているようである。」と指摘し、そこには「日本的平等主義」と「進歩至上主義」の問題があることを論じている(187～189頁)。
- (4) この側面については、拙稿「従来の教育経営評価の理論・政策と課題」『日本教育経営学会紀要』第37号(1995年)を参照されたい。